

経 済 労 働 委 員 会 記 録
＜ 第 2 号 ＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月2日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第2号>

開会の日時

年月日 平成21年3月2日 月曜日
 開 会 午前10時5分
 散 会 午後0時32分

場 所

第1委員会室

議 題

- 1 乙第17号議案 沖縄県雇用再生特別事業基金条例
- 2 乙第18号議案 沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
- 3 乙第35号議案 指定管理者の指定について（沖縄県平和創造の森公園）

出 席 委 員

委 員 長	玉 城	ノブ子	さん
副 委 員 長	瑞慶覧	功	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	座喜味	一 幸	君
委 員	辻 野	ヒロ子	さん
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	仲宗根	悟	君
委 員	当 銘	勝 雄	君
委 員	渡久地	修	君
委 員	前 島	明 男	君
委 員	上 里	直 司	君
委 員	玉 城	満	君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

農 林 水 産 部 長	護 得 久 友 子 さん
森 林 緑 地 課 長	長 間 孝 君
観 光 商 工 部 長	仲 田 秀 光 君
雇 用 労 政 課 長	比 嘉 徹 君

○玉城ノブ子委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

乙第17号議案、乙第18号議案及び乙第35号議案の3件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの議案は、2月26日の本会議において、先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として農林水産部長及び観光商工部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第17号議案沖縄県雇用再生特別事業基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長 観光商工部関係の議案につきまして、御説明させていただきます。お手元の議案書平成21年第3回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の41ページをお開きください。

乙第17号議案沖縄県雇用再生特別事業基金条例について、御説明いたします。この議案は、現下の雇用失業情勢が下降局面にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取り組みを支援するため、国はふるさと雇用再生特別

交付金を創設することとしております。県はこれをもとに基金を造成し、平成23年度までの期間に限って、地域における継続性のある、雇用創出効果の高い事業を実施する必要があることから、新たに基金の設置条例を制定するものがあります。

また、この条例は、公布の日から施行する予定であります。

なお、本年度中に国からの交付金を受け入れる必要があることから、先議案件とさせていただきます。

以上が、乙第17号議案の概要であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

当銘勝雄委員。

○当銘勝雄委員 乙第17号議案と乙第18号議案、タイトルは乙第17号議案は沖縄県雇用再生特別事業基金条例、乙第18号議案は沖縄県雇用創出事業臨時特別基金条例、再生も創出も似たようなものですが、この条例は一本化でもよかつたんじゃないかと私は思ったんですが、そこら辺を説明してもらえますか。

○仲田秀光観光商工部長 国のほうで雇用期間を大きく分けて雇用期間をまず変えてやっています。乙第17号議案については、長期間の、最終的には正規の雇用を意識して雇用継続ができるということで、1年以上の雇用をする場合に支援しましょうということになっております。次の乙第18号議案については、短期的な3カ月など臨時的な、次の就職の機会を探すためのつなぎ的な役割をさせようということがメインになっております。

○当銘勝雄委員 例えば、乙第17号議案だったらこういう分野ですよ、こういう分野についてはこうですよとか、私は産業分野で比較してみたんですが、乙第18号議案にはこういう表現があって、乙第17号議案ではこういう表現という形で、基本的に同じだと思うんですが、皆さんの説明の中身が違うんですよ。これはあくまでも例示であって、これだけでは限りませんよということではないですよ。そこで、ばらばらに書いてあるので余計わかりにくくなって、受

けるほうとしては、これは十分に受けきれぬのかという疑問が出てくるんですが、もう少しそこら辺を整理して、乙第18号議案は議題になっていないから、乙第18号議案との比較においての話をやってください。

○仲田秀光観光商工部長 違いは、乙第17号議案のほうは、県、市町村が民間の事業者へ委託してやるとして、乙第18号議案の緊急の短期的なものについては、委託プラス事業者が直接やる場合もということと、支援する場合の委託するとか直接実施する場合には、条件が乙第17号議案の雇用再生の場合には、この委託事業の人権費の2分の1以上を占めることと、乙第18号議案の緊急雇用の短期の場合には人件費が7割以上占めることと、これが基本的に違うところです。あと産業分野について、乙第17号議案については、土木と建設業は対象になっていないということです。したがって、一番大きいのは雇用期間が1年以上ということと、その後継続して採用するという見込みのある事業であるということです。

○当銘勝雄委員 いただいた資料の中には、全国で2500億円、沖縄県分については74億円と出ているんですが、これはどういう形でこの予算の配分をされているんですか。

○仲田秀光観光商工部長 これは国のほうでの配分で、有効求人倍率や有効求職者数、それから急激な雇用失業者、急激に雇用情勢が悪化したということをメインに配分しています。

○当銘勝雄委員 そうすると、国からの基金と県・市町村も基金に対する出資は出てくるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 特に対応は今考えておりません。国の交付金だけで対応したいと考えております。

○当銘勝雄委員 実施期間が1年以上3年以内となっていますが、今のこういった状況というのは、3年以内で片づくという考え方なんでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 国のほうは生活対策ということで、3年程度で景気を回復させるという政策的な考えだと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 今乙第17号議案でおっしゃった説明の中には、企業をおこします、それから、ずっと継続してできる企業に関してはこうやりましょうと、行き当たりばったりの企業ではないですよという説明だったと思うんです。そして、企業からすると、やっぱりこれは6カ月や1年以内でつぶすような企業をおこすわけではないと思うんです。企業そのものも、それをいただくからには私たちが永続して、そういう企業をつくりましょう、そして、そこに雇用の創出が図られるならやりましょう、そして補助金もいただけるならそれを活用しながらやりましょうという仕組みの乙第17号議案ではないかと思うんです。そして、乙第18号議案も期間的に今早くほしい、3カ月以内のという説明だったと思うんですが、その辺の説明をもう少し詳しく雇用労政課長がやったほうが良いと思うんですが、いかがでしょうか。

○比嘉徹雇用労政課長 緊急と雇用再生の違いのお話でいたしますと、あくまでも雇用再生のほうは、今委員から御指摘があったように、今後継続して委託した企業が発展的にか、もしくは同じような形での事業を継続して、その中で雇用を生んでいくというのを特に目的としているので、事業の選定についても県や市町村の委託ということで行いますので、そこら辺をにらんでの選定になってくるかかと思えます。そして企業のほうも、そういった形での提案なら提案もしていただこうかと考えております。そして緊急雇用のほうは、先ほど観光商工部長からも説明がありましたように、あくまでも臨時的にというか、雇用者が次の雇用につなげるためのつなぎ資金的な性格が強いので、それは6カ月以内で、どんどん企業のほうにやってくれということで、企業のアイデアというよりも雇用者側のニーズみたいなものが強く影響されるのではないかと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 少しお聞きしたいんですが、今観光商工部長の説明で沖縄県の74億6000万円について、案分率は有効求人倍率などでやっていますよね。県としては、この7億6000万円を実際にどういう場に出すんですか。要するに偏りが出ないか、申し込みがあるところしかやらないのか、市町村がおろすやつ

と直接企業に流すやつと2つありますよね。その率についてどのように考えているのか。

○仲田秀光観光商工部長 乙第17号議案は、県と市町村が事業者に委託する事業で、直接のものはないんです。今過去の事例や労働にかけている県と市町村の割合を見ると、大体6対4ぐらいで県が74億円のうちの6割、市町村に4割を県から補助金を出して、74億円の4割の分を市町村でやってもらおうかと考えております。

○中川京貴委員 確認しますが、4割は市町村ですが、6割は県が直接企業にやりますよね。それで、市町村によってまた率が出るんですか。例えば、人口割合などがあるのか、それとも申し込みの多いところを優先にするのか、それと、建築・土木業が除外された理由について、または建築・土木業は別個に新たなあれがあるのか、その理由もお願いします。

○比嘉徹雇用労政課長 市町村ごとの割合なんですが、先ほど観光商工部長のほうからあった各県ごとへの基準としては、一律割りと有効求人倍率とかで案分しているということで、今度は県がそれを受けて市町村と県の割合というのは、大まかに今6対4で考えております。それで、この4についての市町村ごとの割合なんですが、やはりこれは国と同じように、大体この4割の中の3割部分ぐらいは均等割でやって、あとの7割については雇用情勢だとか各市町村ごとの有効求人倍率というのは出ていないので、そこら辺はハローワークごとの管轄での割合と国勢調査での労働者数などを総合的に勘案して、今分配を考えているところでございます。

○中川京貴委員 ぜひ要望申し上げたいのは、市町村の場合は案分して今課長が答弁したとおりでいいと思います。県の部分は、やはり厳しい企業がありますよね。その辺は調査していただいて、今一番厳しい時代に74億円のふるさと雇用再生特別交付金というのは、今一番苦しいときの予算としてはすばらしいと思います。その使い方によって、生きるときと生きないときがあるので、その理由は、前に空き店舗対策事業というのがありましたよね。空き店舗対策事業といって家賃の8割を補助したんですよ。例えば、10万円の家賃があったら8万円は県が補助する、2万円やりなさいということで。しかし、現在、その企業を持っている方は持っていないんです。補助金だけ出してほとんど閉めています。今はもう空き店舗対策事業で店をやっている方がいるかというのと、

私は恐らく3割は残っていないだろうと。だからこの雇用再生特別事業も、県が出すところはしっかり有効活用させる意味でも、本当に長い目でこの会社を助けるという意味で、がんじがらめに規制しないでその事業を執行したほうがいいと思います。観光商工部長、この意見についてどう思いますか。

○仲田秀光観光商工部長 この雇用再生特別事業は、これまでにないような仕組みでやっているんです。これまでは緊急ということで、3カ月、6カ月ということだったんですが、これは雇用を継続する見込みということで、国のほうも試行錯誤しながらやっているの、具体的な事業になるときは、我々も企業のどの分野でそういった継続雇用があるのかというものを見ながらやらないといけないので、我々も直接業者、業界とも意見交換をしながらやりますが、やり方としては実際に公募して企業に実際提案をしてもらって、事業を執行しようかということも考えていますので、一方的にならないように業界と連携をとれるような形の執行をやりたいと思っております。

○中川京貴委員 最後に、観光商工部長こっちにいろいろ項目が出ていますよね。私はこの項目のように、建築・土木業を除外したということでまだ返事をいただいていませんが、新たな事業のブランド展開など、それを県が規則を厳しくすると、やっぱりそういう能力を發揮しないと思うんです。ある程度緩くして、使い勝手のいい予算にしないと、例えば何名以上じゃないとだめだとか縛ってくると、苦しい企業は使い勝手が悪くなると思うので、その辺はぜひ要望申し上げたいと思います。

○比嘉徹雇用労政課長 直接的な回答にはならないんですが、少し調べてそこら辺は後で資料を皆さんに提供したいと思いますが、委託事業の対象とならない建設・土木事業というのは具体的に何をいうのかというQ&Aがございまして、そのもので言いますと、建設物、土木設備、その他土地に継続的に接着する工作物、及びそれらに附帯する設備を新設や改造、修繕、解体除去、こういったものは対象にならないということで、事業の性質的なものでは土木・建設を外していると考えられるんですが、具体的にそこら辺がなぜなのかというのをもう少し調べさせていただきたいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 私は、この事業の中身をぜひ充実させてほしいという立場からい幾つか質疑したいんですが、先ほどありました、以前に1999年から2005年までの6年間、沖縄県緊急地域雇用創出特別事業がありましたよね。先ほど答弁があったように、3カ月から6カ月と当時は非常に助かったんですが、余りにも短すぎるということで、いろいろな地方自治体からももっと延ばしてほしいとかいろんな要求があったと思うんですが、それは先ほど答弁があったんですが、そのときの沖縄県での実績、あの時何名の雇用創出があったのか、まずそれを教えてください。

○仲田秀光観光商工部長 沖縄県緊急地域雇用創出特別事業ということで、平成13年度から平成16年度にわたった実績ですが、この4年間の実績、トータルで都道府県事業と市町村事業がありますが、全体で言いますと約84億円の事業費があって、その中で実際に雇用に従事した人数が約1万800名です。これが全体としての動きでございまして、そのうち新規に雇用されたのが約1万人で、これが平成13年度から平成16年度の都道府県と市町村のトータルでございませう。

○渡久地修委員 それで、先ほどもあったように、これは3カ月から4カ月という短期だったので、今回出てきたのが、皆さん方の説明でもあったように、まず継続事業が見込まれるものということで、かなりこれは限定されていますよね。単なる短期間ではないと、継続事業が見込まれるものだという事です。そして、今のふるさと雇用再生特別交付金は、そのうちの2分の1は人件費に必ず当てる、かつ、継続雇用が見込まれるものというのがありますよね。その辺を今確認したいんですが、それとこの基金は国がお金を出してそれを県が基金に積む、県としても基金に上積みできるはずなんですが、県の上積み額は幾らか、それと、この基金というものは、運用型か取り崩し型なのかどうなのか、その辺を教えてください。そして、これは皆さん方の資料にあるように、都道府県と労働局と労使団体等が事業協議会をつくって、国に計画を出して国がその計画を認めたものに関して交付するのか、県がこの協議会で計画をつくって、国の承認が必要なのかどうなのか、県の裁量でできるものなのか、基本的な点をお願いいたします。

○仲田秀光観光商工部長 雇用再生の条件につきましては、先ほど説明したとおり、1年以上の雇用継続をやって、その後継続雇用の見込めるものということになります。それで、74億6000万円という配分で基金の創設を予定していま

すが、県としては、現在、その範囲内でやろうと思っています。特に上積みは考えておりません。そして、この基金は3年間で取り崩して運営するという基金になります。

○比嘉徹雇用労政課長 委員御質疑の協議会についてですが、今この流れのほうでは国の説明を要領等を確認しているんですが、まず先ほどおっしゃっていた協議会を設立します。そして、そこの各市町村や県の計画を提出して、協議会の意見を聞いて、そういった協議会の意見を聞いた上で、国へ、大臣へ提出ということになっています。国のほうとしましては、その確認を受けるということで、先ほど言った認可という形ではなくて、国は確認と言っております。

○仲田秀光観光商工部長 人件費は、委託費の2分の1ということです。

○渡久地修委員 いわゆる事業継続が見込まれるもの、国は事業計画を出して、その中から事業継続が見込まれるものに関して交付金を出すというものだと思います。だから問題は、この事業継続が見込まれるものというのをどのように担保するかだと思うんです。結局、このお金を企業が委託を受けてやった、それが終わった途端に首ですということになったら、これはたまったもんじゃありませんよね。今度の事業の趣旨はこれが特徴だと思うんですが、それを県としてはどのように事業継続が見込まれるものを担保して、あるいはそれが現に打ち切られた場合はどうなるのか、それは返還になるのか、どうなるんですか。

○仲田秀光観光商工部長 これは一番最初に説明したんですが、この事業の仕組みが初めてで具体的に細かいところまで、こういう条件だったら継続は見込まれるという、国はまだそういったトータルの仕組みを示していないので、我々も試行錯誤のところであります。したがって、沖縄県だけがという話ではなくて、各県、全国に配分されているので、統一的な、標準的な考え方を整理しながらやらないといけないので、情報交換しながらやりたいと思っております。

○渡久地修委員 これはぜひ充実させる立場から、本当に事業継続が見込まれるものというのを、しっかりとできるように皆さんも大いに努力してください。そして、全国でこの事業で10万人の雇用を見込むということで出されているんですが、沖縄県はこの事業で何名の雇用の確保を見込んでいるのか、そして、現時点でその計画が具体的に幾ら上がっているのか。

○仲田秀光観光商工部長 我々としては、雇用再生として約3年間で2000人の雇用創出を期待しております。具体的な事業については、まだ各部局等へ照会しながらやっているんですが、なかなか上がってなくて、今農林水産部と観光商工部で具体的な事業が上がっているんですが、農林水産部は、砂糖の糖業のほうで事業をすることによって約150名ぐらいの事業です。それから観光商工部としては、かりゆしウエアの実態調査ということで、2人ぐらいの見込みです。縫製業界などに委託してやるものですから。

○渡久地修委員 約75億円近くで、2000名という雇用創出の見込みはどのようにはじき出したんですか。人件費が半分ということで、前回の5年間で全体で約1万800名、3カ月か6カ月であったということもあるんですが、この2000名というのは少なくはないですか。どのように出しましたか。

○比嘉徹雇用労政課長 この人件費については、事業の中身でいろいろ違ってくるのでざっと幾らというのはなかなか難しいんですが、大まかな計算としましては、人件費を約年収200万円として仮定した場合、この2分の1以上は人件費じゃないといけないという理論からすると、200万円と見た場合、事業費が大体少なくとも400万円くらいはあるということで計算しまして、74億6000万円を400万円で割った場合、約2000名ぐらいを見込めるんじゃないかということではじき出した本当に概算の数字でございます。

○渡久地修委員 それで、先ほど現時点で農林水産部が糖業の部分で50名、観光商工部が2名で52名。私は沖縄県は失業率が高くて雇用が大変だとやっている割には、今の緊急事態というのがありながら、ほかの部署からも上がってこないということは、今の状況に合っているのか、真剣にやっているのかというのが、少し厳しいかもしれませんが、今のところ52名しか上がっていないというのは、そういうことを言われてもしょろがない数字ではないですか。

○仲田秀光観光商工部長 我々も十分に上がってきていないと思って、総合経済対策に係る雇用チームをつくって、各部局このチームでそれぞれの部局に具体的な事例を上げるようにということで、今頑張っているところではあります。

○渡久地修委員 それで、今度の事業で、今までと違って特徴的なものは福祉の分野、介護や保育の分野を中心に使いなさいということが例示されていますよね。皆さんからもらった資料でも、真っ先に挙げているのが介護福祉分野が

一番だと思うんですが、これは国が示した具体的な事業が1から10までであると思うんですが、主なものを説明してください。そして、皆さんは特にどの分野を中心にやろうとしているのか。

○仲田秀光観光商工部長 県としては、これほどの規模の事業ということではかなりの雇用創出の期待をしているんですが、特にどの分野ということでは重点を置かないで、各分野それぞれ出せと言ってございます。国が示した例では、介護福祉分野、高齢者、障害者、高齢者の生活支援や配食サービスなど、それから障害者関連の事業などがあります。次に、子育て分野、これは子どもを預かって主婦が就職しやすいような体制をつくるということ、病児保育の預かりサービスなどがあります。次に、医療分野、これは女性の医師や女性の看護師、全体に今看護師不足と言われているんですが、その離職防止など病院内の保育所、それから産業振興分野ということで、地域の活性化を図ろうということで、地域ブランドや地場産品、農商工連携、地域の特性を生かした事業、そういった分野が上げられていまして、ほかに情報通信分野ということで、これは県もIT津梁パーク施設ということで進めている分野です。それから、観光分野ということで、これも観光はやっぱり地域の特性を生かしたということになるので、地場産業の地産地消の創作料理など食物も生かすような事業など、あと観光案内の観光ルートをつくるなど、農林水産業を生かした伝統産業も生かした体験ツアー分野、あと環境分野ということでエコツーリズムといった例示など、あと環境に優しいということで、低酸素化CO2のなるべく少ないことを研究した事業、それから農林水産業分野ということで、これは地域の農業の担い手を育成しながら経営の拡大を図るという分野です。それから、例示がないんですが治安、防災、教育、文化、国の例示が示されていまして、こういった資料を、また別に国がインターネットで200ぐらいの事例を出して、各企業等が取り組みやすいような情報提供はなされております。

○渡久地修委員 それで、私はこの国が示したもの、単なる順番ではないと思うんです。国は、こういった事業を重点的にやっていきたいということで示したのが今度のものだと思っています。だから、私は今度の事業について担当する皆さん方が各部局に投げかけています、上がってくるのを待ちますということで今やると、農林水産部50人、観光商工部2人、福祉保健部からはいまだに上がっていない。私からは考えられない事態だと思うんです。それで、私は例えば、今度本会議で30人学級やれば960名の先生方が新しく必要ですよと、これ教育委員会が答弁している資料ですが。それから看護婦10対1の場合でも、今

現在770名必要なんです、看護師不足なんですよ。7対1になるともっと必要である。特別養護老人ホームも待機者が入れるようにすれば1800名が必要です。県の計画でもあと500名ぐらい必要だと言っているんです。だから、県に今まで各界から出ているでしょう。沖縄振興計画でも箱物はやったがソフトの面で弱かったと。ここでどうするかというのが今問われているときに、この事業を本当にうまく有効に活用すると言っているので、皆さん方が私はもっとこの趣旨に沿って上がってくるのを待つのではなくて、私はもっと医療福祉の分野で、そのうちの2000名のうち1000名は福祉医療の分野で使いたいとか、そういう大きな枠を持ってやらないと、知恵が出てこないんじゃないですか。例えば、介護の生活支援サービス、配食サービス、こういったものまで例示されているんですよ。現場ではみんな困っているわけよ。ここに使いたい。それから、今度も各会派が取り上げていた子供の発達障害、ヘルパーさんを雇いたくてもお金がないと言っているみんな困っているわけよ。こういうものに使えるわけよ。使ったこの人たちを継続してやれるようにするとか、そういう皆さん方が主導しないで、そして看護師も県立病院だって足りなくて、中部病院は1棟閉鎖しているでしょう。看護師が就けるように保育所の運営費に充てなさいとか、こういったものがあるんだから、そこを皆さん方が主導して、福祉保健部任せにしないで、僕はこの2000名なら2000名のうち、もっと思い切ってその圧倒的な部分は介護、子育て、医療、こういったもので、今まで薄かったところに手厚く、そして一番新しい厚生労働白書で、社会保障関係は非常に雇用誘発効果があると書いているわけよ。だからそういったものにもぜひ使って、皆さん方が主導してやってほしいと思うんですけれど、その辺は観光商工部長どうですか。

○仲田秀光観光商工部長 実際主導という話は、制度の趣旨は伝えても、具体的に事業を仕込むのはそれぞれの分野なので、特に人数の制限も設けておりませんので、預けっぱなしでは我々は当然ないので、チームの中でいろいろ議論しながら進めていますので、各分野の具体的な事業計画を早く上げるようにということで今調整しながらやっているところです。

○渡久地修委員 あのね、今のままいくと、どんどん計画を先に出したところが取っていつてしまうということになると、僕らが言っている趣旨—医療、介護、子育て、福祉の分野—遅かったらだめってということになってしまうので、そこはやっぱり皆さん方は、この前雇用問題での緊急連絡会議ですか、対策会議みたいのがありますよね。そこでも議題にのせて、この75億円、約2000名のうち、医療福祉の分野では3分の2、あるいは半分はここでやるとか、そうい

うことをやると向こうは動き出すんじゃないですか。そういうところまで示して、ぜひやってください。どうですか。

○仲田秀光観光商工部長 とにかくこういった事業もやりたいということで、こっちのほうで配分できるところまで上がってくればいいんですけど、今は全くというか、具体的な事例が出てきていなくて、むしろ仕組みを早くやれということで、今ハッパをかけている状態です。

○渡久地修委員 だから僕が言いたいのは、上がってきていないから今質疑をしているんですよ。上がっていたら別に頑張りなさいとか言えるのに、上がってこないから僕らもおかしいんじゃないのと言いたいんですよ。だから、こういう事業があるから、皆さん担当としては国からも示されているとおり、医療福祉、こういったところを重点的にやりたいと。だからその分野で大いに早く出してくれと。2000名のうち1500名は医療福祉の分野でぜひやりたいんだというぐらいの気構えでやってくださいということを僕は言っているんですよ。それはだから観光商工部長、決意を持ってもらわないと、これはせっかくのものは使えなくなってしまう可能性があるんで、もう一度お願いします。

○仲田秀光観光商工部長 我々としては、ぜひこういったふるさと雇用再生特別交付金を完全に使えるように頑張ります。

○渡久地修委員 ぜひせっかくの事業ですから、特に福祉、子育て、医療、そういう本当に必要としているマンパワーのところ、これが有効に使えるように、これは担当の皆さん方が頑張らないといけないと思いますので、ぜひその立場でお願いします。私たちは、これは3年ですか、しっかり6月議会からもチェックしていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 1つは、この事業はひももついていないようですし、非常に使い勝手がよさそうな事業なんだけれども、また逆に言うと、これから使った後にいろいろなひもがついたり、条件がついたりという部分等が見えないので、多分これからだと思うんですけどね。これからやはりこの条例をつくっていくという次の作業には、採択の要件や事業計画のありようだとか、1つの単

賃の決め方だとか細かいルールを多分つくらないといけないと思うんですけど、この作業において今渡久地委員が言っているように、今やろうとしているのにというところかもしれないかもしれませんが、予定か何かありましたら教えてください。あるいは組織をつくってそのルール化をいつごろまでにやってどうするのという話が多分、あるいは各部の連携の話もあるでしょう。その辺の作業状況はどうなっていますか。

○仲田秀光観光商工部長 国の示した大きな流れというので今進んでいるんですが、雇用再生については協議会をまずつくって、そこで事業計画を国のほうに出しなさいとなっています。具体的な委託事業の縛りとしては、人件費が2分の1であることと1年以上の雇用と、その後、継続的な雇用が見込めることというくくりで、具体的には細目が示されていないので、今はこの大きな縛りでそれぞれ事業計画を各分野から出してくれという作業をしております。

○座喜味一幸委員 それでこの事業そのものの70数億円という金の使い方、これは現場では相当ニーズがあるんじゃないかと、感覚では僕もそう思うんですけども、それをどういうステップでその人たちを拾っていくのという作業をね、これは結構難しいとは思っているんですよ。だから、ある意味ではこの協議会なら協議会をつくって、場合によったら全国でも今みたいに具体的な、効果のあるような雇用の出るような金目の使い方というのは、皆さん国も細かいことを言わずにどっぷりでドーンと今おろしているはずなんでね。それを各地域、各都道府県、各市町村とも、その金を何とかうまく使うときにはどうするのと、皆さん悩んで苦労している事例が何点か聞いているので、それが1つは一番入口を提供してあげること。例えば、福祉であればどういう要件だったらオーケーだと。あるいは、個人会社だったらどういう事例だったらオーケーよみたいなパターンとか事業計画のつくり方、それから審査をとって採択の受け方、それから労務単価の決め方、決算の仕方、その辺を簡単に教えてあげるようなマニュアル化、何だこんないい事業なのかということ、まず安心してわかりやすくしてあげるという作業が非常に重要じゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○仲田秀光観光商工部長 これは、我々も非常に重要なことだと思って、各地域での説明会や市町村との説明会の中で、今意見交換をしながらやろうと思っておりますが、具体的なパターンについては、まだそこまで示しきれていない状況ですので、引き続き努力はやりたいと思っております。

○比嘉徹雇用労政課長 今観光商工部長が答弁したとおりなんですが、1つ補足したいのは、特に細かい規定というのは確かにないんですね。ただ委員がおっしゃるように、こういう入口のほうでの説明は必要かと思うんですが、我々としては、できる限り雇用効果を高めるというのをまず第一条件としておきたいということで、各部局、各事業でそこら辺は、通常の財務規則にのっとってとかそういう縛りはありますので、そこら辺を逸脱することのないような形でやれば、そういう雇用創出が高くなるような事業の仕組みをお願いしているという状況です。賃金についても、地域の実情に応じた、もちろん最低賃金とか最低の縛りは当然のこととして、地域の実情に合わせた賃金を見込んでくれとか、そういうことはありますので、そこら辺ではやっていきたいと思います。

○座喜味一幸委員 今さっき単価の話も出たんですが、職種や地域によっても賃金というのが非常に重要な、割と難しい項目だと思うんだけど、例えば、単純に言うと30万円掛ける12掛ける360万円掛ける、大体今言った目標の2000人、それをするとほぼ70億円というイメージでいるんですが、その辺も職種によって、しかもある意味では長期雇用という大きな縛りがありますよね。そういうものかも含めると、その単価そのものもある程度地域によって弾力的にしていけないといけないんじゃないか。それから、間違いなく1年後以降も使いますという担保を取りますみたいなものになっちゃうと、多分この事業は動かないと思いますし、その辺緩めすぎるとまずいだろうし、また縛りすぎてもいけないだろうし、その辺も非常に難しいと思うんです。それで、地域では何か経済対策があったが今の経営を改善するのに使えるそうだと、何とかならないかという意見が多いんですよ。それが見えない部分があるので、ぜひ何らかの形でわかりやすく、あるいは新聞等も含めて早目に、今非常にピンチなので、ぜひ早目にわかりやすく受け入れやすいように、ぜひ実行していただきたいとお願いして終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 先ほど座喜味委員がおっしゃったことを私も感じていて、結局実施要領とかひな形みたいなものがないものですから、質疑のしようがないんですね。その意味でも、早目に取り組むということですから、これは3月4日に補正予算も通ると使えるわけですから、ぜひ早目にやっていただき

いなということを要望しておきます。基本的なことなんです、この事業は文面から見てみると、何か新しい事業があってその事業に合わせて人を雇い入れていく、そういう事業に交付金を交付するというイメージなんです、そうではなくて、既存の事業でも新たに人を雇い入れるときには対象になりますよということなんですよね。

○仲田秀光観光商工部長 その企業にとって事業を広げるという意味で、全く分野が新しいということじゃなく、その企業企業がやっていなかったものを新たにやりますということで、特に事業が新しいものであるという縛りではないです。

○上里直司委員 それだけでもまずは広める必要があると思うんですよ。つまり、この説明を聞いていると、何か新しい事業があって地域ブランドの何とかいろいろあるんですが、実際にやっている方ももういらっしゃるわけなんですよね。その事業で枠を広げる、もっと人を雇いたいという人に応援するというか交付するものですから、そこだけでもまずはこういう事業を実施しようとしているということは、広く伝えるべきであろうと思っています。特に、この福祉の事業とか、例えば、私立幼稚園での預かり保育等の手当サービスといった場合は、もう4月1日から始まるケースがあるんですね。皆さんのスケジュールを聞いていると、3月4日にこれが本会議で可決されるかどうかわかりませんが、その後の作業によっては、4月1日をずれ込む可能性があるわけですよ。その事業者としては、年度当初から始める事業であったとしても、結局それを申し込む際には、4月1日を超えるというケースが想定されるんですよ。今この話を聞いていると、そういう場合はさかのぼってとというか、実施は4月1日からだけれども、申し込みは、例えば5月ぐらいにやった場合に、こういうふうに申請した事業が受けられるようにしていただきたいと思えますけれど、その辺の見解をお聞かせください。

○比嘉徹雇用労政課長 この事業は、あくまでも県や市町村の委託事業ということになりまして、補助金とは違うものですから、さかのぼりとかそういうことではなくて、例えば、一企業が今やっている事業に対して交付ということではなくて、県がこういった事業をやることによって、例えば民間は既にやっているよという話も当然出てくる可能性はありますけれど、そういった事業を仕組むことによって、雇用をまずやらしてもらおうということに対しての、公募とか競争入札とかそういうもだとは思いますが。それで、県から委託してこの

事業をやってくれ、その条件としては1年以上の雇用をやってくださいよという形での委託事業になりますので、4月からやっているからそこにさかのぼってという形にはならないということになります。

○上里直司委員 その辺をさっきから渡久地委員が指摘をされていて、4月1日からやってやるのに、もちろんわからない初めての事業だという、枠も広がって使い勝手もいいと言いながら、じゃあ皆さんは委託をする権限を有していますが、民間の皆さん方は、実はもう早くやってほしいとか要望があるわけなんですよね。でも、4月1日から採用する人に対してだけなんですよね。今の解釈だと、その事業の開始も4月1日からじゃないとだめなわけですよ。そうじゃなくて、私が言っているのは、皆さんの実施時期というのはおくれるかもしれないわけですから、だからそこは事業の採択をする場合には、事業が4月1日から始まったとしても、皆さんが委託をする日にちからでも結構ですよ、必ず4月1日からスタートするものでもなくて、民間の皆さん方の経営や活動に合わせてこの交付金を使えるようにしていただきたいんですよ。だから、4月1日というのは厳格にあるかもしれないけれど、そういう実態に合わせて交付金を使っていたらいいと思うんですが、その辺の見解だけ聞かせてください。

○比嘉徹雇用労政課長 今言ったように、委託事業で5月とか6月とかもちろんずれ込んでくることはあるんですが、この基金を使ってやる雇用者というのは、あくまでも新規で雇い入れた方への給与になるんですよ。ですから、例えば6月に委託をしてこの事業をさせるという話が決まって、この雇い入れたのは4月からずっとやっていますよという継続した人では対象にならないんですよ。ずっと前からいる人の給与とかそういうことではなくて、この事業を委託することによって、新たに雇い入れるということが必要になります。ですから、そこら辺をちょっと切り分けないといけないかと思います。

○上里直司委員 もう一つは、想定している団体と皆さんが想定している団体が違うのかもしれないですけど、基本的に福祉、介護、こういった事業については、主体になっている方がNPOを構成している団体があるんですね。そういう団体には、この事業が委託される見込みにはなっているんですか。

○比嘉徹雇用労政課長 企業はNPO法人も含むと考えております。

○上里直司委員 再三繰り返しているのは、例えば私は放課後児童クラブとか、それは地方公共団体が直接実施しているわけですけど、私立幼稚園の預かり保育もまた子育て支援も、4月から子供がふえるわけなんですよ。そしたら皆さんの言うとおりであったら、この事業を受けようとする、公募するかどうかというのは公募の枠はちょっとわからないんですが、そういう団体が、子供たちを4月から受け入れて、ある程度人が必要なんですよ。人が必要で、でも事業を実施したいと、負担が軽減されるからと。そしたら、この事業所は5月とか6月ぐらいに皆さんの委託決定をされるまで、雇用することが、やめてでも事業負担を軽減する策に走る人もいれば、それはできないからといって自分たちで負担するケースがあるわけです。そういうケースがあるから、皆さんが言っているように、私が年度当初と定めるのは厳しいと。先にこれを当て込んで雇い入れるんだということに対して、そういうルールを何らかの形でつくってほしいと。今まで入れているのは、継続しているから該当しないと、そういう福祉団体に対しては門戸が狭められると思いますので、そういうことをぜひ入れていただきたいと。これは要望、指摘をして終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 今の話とちょっと関連するんですが、例えば、企業や事業者でも赤字事業所や黒字事業所があるじゃないですか。そんなときに抜け穴じゃないんだけど、こういうものがあるよといったときに、やっぱり雇わないで、今雇っていた人をとりあえず解雇という形をとる。それから、苦しいから解雇という形をとったわけで、その同じ人がまたこの事業で採択されたら復帰するということがあるじゃないですか。そういうことも対象なのかどうかというものを、僕なんかはすぐ思っちゃうんですよ。これはどうなんですか。

○仲田秀光観光商工部長 新しいサービスを始めるとか、そういった視点も持たないといけないので、これまでやっていたのを途中でやめて、この委託金が出るからやりますということでは、企業にとっては別に新しい分野でも何でもなくなるという解釈をせざるを得なくなりますね。

○玉城満委員 例えば、その新しい事業というのが、介護専門とかそれがだれかを雇い入れるという、これが新しいというのはどういう判断ですか。

○仲田秀光観光商工部長 企業にとって、新しく事業を拡大するというイメージです。

○玉城満委員 やっていることというのは、この事業所が、例えば、もし介護であるとかやそういうことだったら新しいことがないんじゃないですか。人をふやしてそれだけ雇用を創出するということだから、新しいというイメージがよくわからないんですけどね。どうでしょう。

○比嘉徹雇用労政課長 今玉城委員の御指摘のとおり、確かに企業にとっては前からやっているよということがあっても、県や市町村が新規だということでの新規性なものですから、ただ考え方としては従来やっている事業で従来やっている人をやめさせてやるというのはとんでもない話です。当然そこら辺は、事業を委託する段階でのチェックといいますか、そこら辺はハローワークともいろいろ調整しながらやっていきたいとは考えております。原則的に、やはり県や市町村が、地域に雇用を創出する効果の高い事業ということで採択しますし、この事業が受けるかどうかというのは、委託をする事業によって当然競争入札だとかいろいろ財務規則にのっとった形でしかできませんので、この企業が必ず受けることができるということはないわけですね。ですから、仮にそういう事例が出たとしても、この人たちが受けるかどうかというのはないわけですね。さっき言った補助金と違うというのはそこら辺で、委託事業ですのでそういうことは起きないように、ちゃんとやっていきたいとは考えております。

さっき中川委員からの土木建築は対象にならない理由ということで、資料を調べさせましたら、先ほど申し上げましたように、建設、改造、修繕、そういったのはだめですよというものの理由で、就業機会、雇用創出する効果が低い、つまり事業費の2分の1以上は人件費ですよ。材料費が大きくなるような建設や、その後の雇用の継続が見込まれないということで、建築してそれが終わったらもう終わりだよとか、そういったものは対象にならないということで外されているということです。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第18号議案、沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例について審査を行います。

ただいまの議案について、観光商工部長の説明を求めます。

仲田秀光観光商工部長。

○仲田秀光観光商工部長

それでは、議案書の44ページをお開きください。

乙第18号議案沖縄県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例について、御説明いたします。

この議案は、企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、国は、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託、又は直接実施し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う緊急雇用創出事業臨時特例交付金を創設することとしております。

県はこれをもとに基金を造成し、平成23年度までの期間に限って、一時的な雇用・就業機会を創出する事業を実施する必要があることから、新たに基金の設置条例を制定するものであります。この条例は、公布の日から施行する予定であります。

なお、本年度中に国からの交付金を受け入れる必要があることから、先議案件とさせていただきます。

以上が、乙第18号議案の概要であります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○玉城ノブ子委員長 観光商工部長の説明は終わりました。

これより、乙第18号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 先ほど、1999年からのを聞きましたが、比較するんだったら、これと比較するべきだったですね。前回6年間で1万人ちょっとでしたね、雇用創出があったということなんです、今回もこれは6カ月未満、これは先ほどのものと違って一時的なものに限られていますね。いわゆる昔の失業対策事

業、これは県や地方自治体が直接雇用もできるということが特徴なんです、人件費がそのうち7割以上使いなさいということなので、全国では15万人だということなんです、沖縄県ではどれだけこれで雇用を見込んでいるのかまずお願いします。そして、この18億円のうち、いわゆる市町村とかにいくものが幾ら、県がやるものが幾ら、そのうちの県が直接雇用するのが幾ら、金額と人数まで含めてお願いします。

○仲田秀光観光商工部長 この緊急雇用創出事業臨時特例交付金、18億円ですけど、県としては1500人程度の雇用増を見込んでおります。18億円を県と市町村でまた実施するわけですが、これも雇用再生特別交付金と同じように、県のほうが6で市町村のほうが4という割合を我々は今考えております。それと先ほどの6カ年というお話じゃなくて、平成13年から平成16年までの4カ年ではなかったですか。先ほどの実績は、その4カ年の実績を示してございます。

○渡久地修委員 県の直接雇用で、県としてはどんなことを今イメージとして持っているんですか。これでは、具体的なイメージとして、委託して雇い入れる。それと就労相談とかいろいろなものに使うというのがありますよね。だから、そのうちの雇用に幾らぐらい、全部雇用なのか、相談事業とか就労事業に幾らなのかというのは、これはどんな割合になりますか。

○比嘉徹雇用労政課長 今現在、直接雇用それから委託雇用との区別というのは、計画としては考えておりません。今各部局から上がってきた数字をまず取りまとめてやっていくという中で、この事業にどれぐらいという配分は今考えていなくて、さっき言った1500人程度というのはこの3カ年で、さっきふるさと雇用再生特別交付金の部分と同じ、本当に概数として考えてこの程度ということでの1500人程度ということでございます。

○渡久地修委員 県に聞くんですけど、県としては、例えば直接雇用も考えているのか、県として例えば県道の街路の剪定作業とかいろいろなものに使いたいとか、現に今上がっている事業、さっきみたいにあったら教えてください。

○仲田秀光観光商工部長 今具体的に各部局から上がっているものでは、県税の賦課徴収に係る入力事業とか、松食い虫対策のための松の育苗とか、それに係る事業、それから授産施設等の就労支援事業とか、パイナップルの生殖品種の増殖事業とか、泡盛の海外戦略の調査事業、あとシルバー人材センターへの

委託事業ですね。教育分野では、青少年の教育施設の指導員の補助員配置事業、図書館における寄贈資料の整理事業とか、これについては各分野から上がっております。

○渡久地修委員 人数までわかったらありがたいんだけど。

○比嘉徹雇用労政課長 今観光商工部長が答弁しました平成21年度事業の大まかな人数としまして、年間大体270名程度になろうかと考えております。県の直接雇用と委託とはちょっと今のところ分けてはいないんですが、今上がっている事業の中でです。

○渡久地修委員 これを聞いても、福祉保健部が上がっていないですね。農林水産部とか。これはやっぱり、もっと福祉保健部や、ここでも国から示した1番目、介護福祉よ。子育て、医療。そういう意味ではおかしいですよ。観光商工部長、福祉医療分野はどうなっているんですかね。

○仲田秀光観光商工部長 はっぱをかけて頑張ります。

○渡久地修委員 ぜひお願いしますね。本当にこの趣旨を生かして、特におかれている福祉分野。それで最後に聞きますが、ここでハローワークと連携し、生活就労相談支援事業を一体的に実施しなさいというのが、これにも使えるんですよ。今度年度末に向けて、非正規切りが12万人から14万人解雇されるという話がありますね。ある企業の見込みでは、40万人の解雇が出てくるという話さえあるんですよ、年度末に向けて。これから大量の派遣労働者が路頭に放り出されると。沖縄県からは出稼ぎに相当行っている。人数はここでは議論しませんが帰ってくる。沖縄県でもホームレスがふえて、就労相談を何とかしないとイケないですよ。それで緊急の宿泊所、私たちは何度も愛知県などにもつくりなさいと言ったけれども、県内にも必要であると。沖縄県内にも宿泊所を県がぜひつくる必要があると。ホームレスになる人たちが、家がない人たちがいっぱいいるから、僕らのところにも相談に来ましたよ。向こうで首になって帰ってきて住所不定の人、公園を転々としている人ね。何とか相談して、障害者だったので生活保護申請をしましたがね。そういう泊まる場所がない人たちが出てきているんですよ。だから、今派遣村というのが年末年始にやられて、これがこの年度末に向けて大阪府でもできる。東京都でもつくりなさいとイケないということで、全部また立ち上がってきているんですよ。沖縄県でもこ

れはどうしても今必要なんです。だから僕はこの際、県が緊急の宿泊所、その人たちがホームレスになるのを防ぐための宿泊所を確保して、そこでまず食事も与えて、就労相談に乗れるという事業にこれは使えると思うんだけどね。これはぜひ検討して、この中でこの人たちの相談をして、新たな就職ができるようなものをぜひやってもらいたいと思うんですが、それを検討してもらえませんかね。

○仲田秀光観光商工部長 この事業は相談の窓口ですね、その対応はできますが、施設、宿泊所の確保まではこの事業では無理なので、相談の対応ということになっていまして、実際の施設については、今現在実際に施設を持っている土木建築部と調整しながらやっていますので、後の部分については、生活保護とか福祉保健部とも調整しながら、どういった対応ができるか考えたいと思います。

○渡久地修委員 国の示したものでは相談窓口に使えるんです。だからその窓口対応で、本当に今泊まる場所がない人とかそういうものまで、これは国のハローワークとか労働局と相談して、連携してというものがあるから、これは本当にやる気があればできると思うんですよ。そういう現実に対応をしないといけないので、これは今すぐできないということではなくて、僕はあくまで今すぐできるからやりなさいということにしなくてもいいから、とにかく、これも含めて検討してもらえませんか。できるかどうか、国とも相談してぜひ検討してみてください。そしてそれができなければ、宿泊の部分はほかのところから持ってきて、その部分の相談はこれから出すとか、いろいろな方法はあると思いますので、それを検討してもらえませんかということなんです。

○仲田秀光観光商工部長 国や労働局のほうとも連携をとりながら、対応したいと思います。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
辻野ヒロ子委員。

○辻野ヒロ子委員 この事業で、県内で今回1500人を見込んでいるということなんですけど、前回平成13年から実施した事業を見ているんですけど、そのときに各市町村の状況がどうだったのか、そのデータがありますか。

○仲田秀光観光商工部長 市町村では、事業費としては4年間で約36億円の事業を実施しております、人数的には約6000人弱の雇用がその期間で対応しています。

○辻野ヒロ子委員 前は、結構市町村にかなりの恩恵を受けているという感じがするんですが、先ほど1万800人ということだったんですが、そのうちの6000人は市町村でとなると、今回もぜひ市町村でもかなり厳しい今の状況で、市町村へこの事業のことをもっと知らせるという方法とか説明会とか、そういうものはどうなっているのでしょうか。

○比嘉徹雇用労政課長 1月の時点で、間に合わなくなるものですから、市町村にもやはり予算計上していただかないといけないということで、1月19日に市町村の担当者を集めまして説明会を行っております、今月もうすぐ市町村からの事業内容も届く手はずをとっております。

○辻野ヒロ子委員 今説明会も終わったわけですね。そういう意味では、ぜひ今回も18億円のうちの4割というと7億2000万円くらいになりますので、ぜひ市町村にもこの事業が徹底して浸透できるように、皆さん頑張ってくださいと思います。私たちもまた、その辺は各市町村へも呼びかけてピーアールできればと考えておりますが、またもちろん先ほどから出ております福祉関係ですね。そういう意味では、石垣市なども病院事業も含めて、介護の問題とかいろいろな形で、子育て支援とかおこなっている部分もありますので、各部門を網羅した市町村への指導をそういう形で、ぜひ観光商工部長の決意のほどをお聞きして終わります。

○仲田秀光観光商工部長 18億円という国の交付金を利用させていただくわけですから、もちろんそれぞれの地域の実情に応じた適正な配分にしながら、完全執行を目指して頑張っていきたいと考えております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
上里直司委員。

○上里直司委員 この事業の実施要件で、雇用就業期間が6カ月未満であることとあります。ということは、ここから見ると、この実施期間というのは6カ月未満ということで理解してよろしいですか。

○比嘉徹雇用労政課長 これは、あくまでも雇用する人の雇用期間が6カ月未満ということで、事業自体はもちろん3カ年ありますので、3カ年必要があれば当然続くと考えています。

○上里直司委員 その対象となる雇い入れた人への雇用就業期間が6カ月未満で、その事業そのものは3年以内であれば、何年間あってもいいということですね。わかりました。今平成21年度の事業が少し出ていたと思うんですが、図書館の寄贈図書の整理というのが上がっていると言っていました。これは緊急雇用創出事業でやられると、教育庁のほうから上がっているということなんですか。

○比嘉徹雇用労政課長 はい、そうです。教育庁のほうで、今度平成21年度事業として計上しているということです。

○上里直司委員 何名ほどの要望がきていますか。

○比嘉徹雇用労政課長 今教育庁のほうで計画しているのは、前期12名、後期12名ということで24名をこの事業で計画しているそうです。

○上里直司委員 細かい運用になってくると思うんですが、そうするとこれは県の直接実施に当たるわけですね。その雇用就業期間が6カ月未満だけれども、6カ月が終われば後期という形で事業採択すると。この6カ月で終わった人も、更新という言い方はないと思うんですが、新たに後期で採用もできるという解釈でよろしいんでしょうか。

○比嘉徹雇用労政課長 国の要件としましては—これはある程度縛りがあるんですが—1回限り更新できるものという条件がございます。ただし、これは対人関係の中で継続的にサービスを提供する業務や、またこの企画的な部分でどうしても半年では無理だとか、継続の必要性が不可欠だという形のものに限ってという要件がございます。

○上里直司委員 6カ月未満の方が一回更新をすると、最長で1年雇えるということですね。理解いたしました。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第18号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部入れ替え)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

次に、乙第35号議案指定管理者の指定について審査を行います。
ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。
護得久友子農林水産部長。

○護得久友子農林水産部長 平成21年第3回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

それでは議案書その3の72ページをごらんください。乙第35号議案、指定管理者の指定について、その概要を御説明いたします。

本議案は、沖縄県平和創造の森公園の指定管理者を指定するために、議会の議決を求めるものであります。沖縄県平和創造の森公園の指定管理者の選定に当たっては、公募を行い、沖縄県県民の森及び沖縄県平和創造の森公園に係る指定管理者制度運用委員会において、評価の最も高かった沖縄県緑化種苗協同組合を指定管理者の候補者として選定いたしました。なお、4月1日から、指定管理者による管理運営を予定しており、諸手続、諸準備に係る時間を勘案し、先議をお願いするものであります。

以上が本件の概要であります。選定状況に関しましては、資料を配付しておりますので、森林緑地課長のほうから説明させていただきます。

○玉城ノブ子委員長 長間孝森林緑地課長。

○長間孝森林緑地課長 それでは配付しました資料に基づきまして御説明いたします。沖縄県平和創造の森公園指定管理公社の概要という3枚つづりがございます。対象施設の名称ですが、沖縄県平和創造の森公園、施設の概要、平和で緑豊かな潤いに満ちた環境を創出し、次の世代に引き継ぐことを目的に開催

された第44回全国植樹祭の意義を踏まえ、緑化推進の拠点及び平和への思いを新たにする場として設置されました。場所は糸満市であります。

2番目に選定方法、委員会の構成員でございます。委員長は、学識経験者ということで、琉球大学農学部教授の新里孝和氏であります。それから財務に精通する者として、中小企業診断士の大城定理氏であります。それから、施設の機能または管理業務の性質に応じた専門的知識を有する者ということで、コンサルタント会社勤務技術者の石嶺一氏であります。それから、施設の利用団体を代表する者ということで、ワークショップ等委員会を経験している会社役員の西銘史則氏であります。この4名の委員で構成されております。審査の経過でございますが、平成21年2月2日、1次審査を書面等による基礎審査で行っております。それから平成21年2月5日、これは面接、2次審査ということで評価を行っております。

2ページをお願いします。選定基準ですが、150点満点の掛けるの4名ということで600点満点になっております。選定基準は、公園の問題・課題等とその対策に関すること、これは配点が40点でございます。それから、県民の公平な利用を確保できるもの、これが60点でございます。次に、公園の効用を最大限に発揮されるものが100点でございます。効果的・効率的な管理がなされるものが220点でございます。それから、事業計画書に沿った管理を安定して行える物的・人的能力を有するものが160点であります。以上のほか、公園の設置目的を達成するために十分な能力を有するものということで20点、合計600点でございます。

3ページをお願いします。選定結果でございます。申請団体は、4団体ございました。沖縄北部森林組合、沖縄県緑化種苗協同組合、株式会社沖縄ダイケン及び昭和技研有限会社の4社でございます。評価点数でございますが、1位がトータルで472点となっております。指定管理者候補者として沖縄県緑化種苗協同組合、代表社名が新垣善考氏でございます。住所が西原町在でございます。選定理由でございますが、委員会における総合評価が1位であり、最も適切に平和創造の森公園の管理運営を行うことができる団体であることが認められました。特に、自主事業などの事業計画、過去の実績等も評価されたと考えられております。指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとなっております。

よろしくをお願いします。

○玉城ノブ子委員長 農林水産部長及び森林緑地課長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上里直司委員。

○上里直司委員 前回否決され、再選定をされた案件でございます。それで、少し事前に説明聞いておりますが、実は平成20年度の補正予算で債務負担行為が補正にかかっているんですね。そして、補正前が1130万5000円、補正後が9600万円ということで470万円前後増額補正をされているんですが、これはどういう理由で増額になったのか御説明いただけますか。

○長間孝森林緑地課長 沖縄県平和創造の森公園の指定管理料については、平成20年8月の公募の際、3年間の上限額を1億145万円1000円と設定し応募したところ、11月議会において候補者であった団体から9130万5000円の提示があり、債務負担行為の9130万5000円を整理いたしました。指定管理者の候補者としていた団体が否決されたことから、その後当該行為について新たに募集を行ったところでございます。再募集に際し、3年間の上限額を前回同様1億145万1000円と設定し募集を行いました。新たな募集の結果、選定された団体から、9600万円の指定管理料が提示されました。そのため債務負担行為については、469万5000円の変更が必要であることから、今議会において補正予算を提出しているところでございます。

○上里直司委員 470万円の補正をかけているということなんですが、この金額では、前回選定された団体が9100万円とつけて出している、そして、今回が9600万円ということは、もともと9100万円ではこの事業を受けるに当たって、大変厳しい状況だったんじゃないかということ推察するんですが、それはいかがでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 一応募集に関しては、先ほども申し上げたとおり、3年間の上限額を1億145万1000円と設定しております。県としては、その上限額の範囲以内であれば審査が通るので、全団体から9130万5000円、それから今回9600万円とありますが、これはそれぞれの団体の考えがあつてのことだと理解しております。

○上里直司委員 ちなみに、今回公募で応募した団体の価格、皆さん幾らぐら

いで、落選された方の金額は、幾らなんですか。

○長間孝森林緑地課長 最高が1億145万1000円、上限ぎりぎりでございます。最低が9600万円ということで、一番最低は94.6%となっております。

○上里直司委員 管理をする経費としてやっぱりかかるわけですから、この指定管理者制度は、ある意味公の施設の管理コストを低く抑えると、そして、当然低く見積もりを出したところは通るといふか評価が高くなるということですから、無理して事業を受けようとするとなれば、公の施設の管理に支障を来たさないかということが懸念されますので、これは指定管理者全般に言えるようなことだと思いますが、この辺は指摘させていただきます。それと、やっぱり前回の指定管理者の選定の結果を見ましたが、自主事業がやっぱり乏しいなという感じがしたんです。今回選定された事業者の主な実施予定の自主事業とは、どういうことを提案されていますか。

○長間孝森林緑地課長 今回候補者として選定された指定管理者候補につきましては、8つの自主事業を提案されております。1つが、公園を利用した自然観察会、サッカー大会、グラウンドゴルフのコンペ、それから植木市についても開催したいと、それから公園内にマヤガマというガマがございますが、これを活用して平和学習をしたいと。それから、草スキー、凧、紙飛行機等の製作、在来の果樹園を整備して、観光客に体験学習をさせようという提案がされております。

○上里直司委員 もう一つ、指定管理者制度の1つの効果というものは、自主事業にあるはずなんですよ。今お聞きしていますが、皆さん方ももう少し自主事業を充実させることを、年度内に1年に1回報告書が出されるわけですから、もう少し自主事業を充実させるように、その都度その都度、事業者に対して提言して、委員からもこういう指摘があったということを委員会で言って、公園の管理、効用を最大限に発揮させていただきたいということで終わります。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 農林水産部長の提案理由説明、本会議でも聞いて今も聞いたんですが、もっとほかに聞けるかと思ったんですが、実は前回この指定管理者

制度、議会が認められないということで否決しましたね。そして野党も否決、公明党も一緒に認められないということで反対したんですよ。そのことについて、皆さんはどう受けとめているのか。ただ指定管理者がどうだったかということでの反対討論をさせていただきましたが、監査でも、県のこれまでの指導監督がどうだったのかと、それと県から天下りがいってこういったのが、ナーナーでやっていると言っされてもいけないよという厳しい監査もあったわけです。そういったもろもろのものがあって、そういう結果になったと思うんです。指定管理者の問題ではなくて、一番大きいのは、県の指導監督責任がどうだったのかというのが、お互いの共通のものだったと思うんです。それに関して、先ほど説明がなかったので、否決されたことに関して、どう受けとめているのかをまず聞かせてもらえませんか。

○護得久友子農林水産部長 前回につきましては、外部の委員の皆様の厳選な審査ということで受けとめて、やはり点数は非常に低かったと、運営経理上も非常に赤字が出ているということでありまして、その分も含めて指定管理者、公園の管理についても、指導が十分ではなかった分はあったと反省しておりますので、今後はその辺をしっかりと反省して、そういったことがないようにしっかりと利用者、いろんな自主事業も含めて、一緒に提案しながら指導していきたいと思っております。

○渡久地修委員 私たちは本会議でも述べましたが、指定管理について、基本的には反対の立場です。しかし、3カ年経ったから、3カ年経ってきたものを最初反対したから全部反対ではなくて、それは個別に判断して、前回のものも反対するのもあるし賛成するのもあるんですよ。だから、今回はどうするか皆さんの答弁を聞いて考えますが、そういう意味で、本当に県議会が皆さん方、県がとったものに関して、厳しい判断を下したということをや厳しく受けとめて、今後の皆さん方の農林水産行政に生かしてほしいと思うんです。そうしないと、何のためにやったのか同じことを繰り返してもいけないと思うので、今後、具体的にどのように改善していくかということについて内部で議論しているのか、その辺を聞かせてください。

○長間孝森林緑地課長 この指定管理者による施設の適正な管理運営、今後の利用の向上等も含めて、適正な管理運営、さらなるサービスの向上を期することによって、適正かつ確実な公共サービスの提供を確保したいと考えております。これには、モニタリングを今年度から行いますが、月報、上半期の報告、

年次報告等、指定管理者から提出いただきまして管理業務の状況、それから施設の利用状況、事故、苦情等の内容の状況、料金の徴収状況、サービスの事業計画等を踏まえて、計画書どおりになっているのか、その辺も確認したいと思っております。これは、来年度21年度からすることになっているので、このモニタリングを着実に実施しながら連携して取り組んでいきたいと考えております。

○渡久地修委員 具体的に聞きますが、前回否決されて私は直営に戻したほうがいいという話もしました。選定をやり直すという意見もありましたが、皆さん方は今度再指定管理の再選をやっているんですが、直営に戻すという議論はなさったんでしょうか。

○長間孝森林緑地課長 仮に2月議会で否決された場合についても、部で検討しました。現在の同公園の指定管理者による管理運営については、平成21年3月末までとなっております。同公園の管理運営については、条例により指定管理者に行わせるものとなっております。そういうことから、否決された場合、公園の管理者が不在という事態になります。なお、県が直接管理を行うためには、条例の改正、予算の修正、人力的な体制、こういうものの整理が必要だと考えております。

○渡久地修委員 要するに、皆さん方は直営に戻すという議論は結局してないわけですね。否決されたらこうなるよということであって、私はぜひ直営に戻してほしかったと思うんですが、これは意見としてとめておきます。そして今回応募したところの4団体、前回2団体、今回は沖縄県緑化種苗協同組合が取っていますが、前回1位の団体と、今回出てきている北部森林組合、それから前回2位だったところ、今回取ったところの団体はどういう関係があるのか、全く無関係なのか教えてください。そして、今回取ったところの実績を教えてください。

○長間孝森林緑地課長 今回4社の応募がありますが、前回は応募した2社は今回入っておりません。それから、今回応募して2位となっております沖縄北部森林組合は、一応応募はございましたが、2位となっております。そういう状況で、説明会に参加したのは9社ありまして、実際応募したのはそのうちの4社でございました。

○護得久友子農林水産部長 今あります沖縄県緑化種苗協同組合というのは、造園業関係の人たちが約90何名か集まった組織でございます、沖縄県森林組合連合会や沖縄北部森林組合とは全く関係ありません。

○長間孝森林緑地課長 沖縄県緑化種苗協同組合は、中小企業等協同組合法に基づいてできた団体でございます。糸満市の前回応募した業者も一応参加団体になっておりますが、前回応募した糸満市緑化振興協同組合は、糸満市の9社の造園業だけで法人を設置してつくられた団体となっております。

○渡久地修委員 それと今回取ったところの実績、そして何でここは前回出てこなかったのかという率直な疑問があるんです。なぜ前回応募しないで今回応募して、前回応募したところはなぜ今回応募してないんですか。

○長間孝森林緑地課長 前回の沖縄県緑化種苗協同組合は、県営公園の管理等も受託しておりまして、県民の森のほうにも応募したところでございます。そして今回は、再募集を行っているということで応募があったと考えております。また前回応募した団体が今回応募しなかったことについては、否決されたときの条件がクリアされていないということで、応募がなかったと理解しております。この組合は、実績としまして、県の名護中央公園、バンナ公園等の指定管理の実績がございます。

○渡久地修委員 それで、私は点数とか何とかというのは前回もやっているんで、今日はあえてしないんですが、私が今質疑した範囲では、前回沖縄県森林組合連合会が取ったのがいろいろ指摘されて否決された。そうしたら、今度は下部の組合が出てきた、そしてこの第2位のところが低い点数だった、今度はこの上部組合が出てきたとしか受け取れないわけよ。だから、本当に選定の仕方というのが、どうも監査が指摘したようななれ合い的ところが、非常に県民に対していまだに説明できない不透明感というのがあるような感じがしますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○護得久友子農林水産部長 今回否決された後に、公募を行った段階でこれは当然公募していますので、一切県はそれに関して誘導するようなことはしておりませんし、テレビでも公募しております。県がそういったことを挟む余地はないと理解しております。

○**渡久地修委員** もちろん、県が関与したらとても大変になるんですが、私はいわゆる上部団体、下部団体と、前は上部団体が一方は出して、もう一方は下部団体が出て、今度はもう一方が下部団体が出てもう一方が上部団体が出てくると、こういう不透明感があるということを指摘して終わります。

○**玉城ノブ子委員長** ほかに質疑はありませんか。
当銘勝雄委員。

○**当銘勝雄委員** さっき上里委員からもありましたが、この入札価格ですが、上のほうは1億1000万円で、一番下が9600万円ということになるんですが、これをずっと入札をかけていくといろいろと問題が出てくると思うんです。そうすると、こういうものを管理しているのは人件費が大きいわけですから、これだけの経費を賄うためには人件費を落としてくる可能性が出てくるんです。この平和創造の森公園の管理という場合には、ある意味ほかの事業もいろいろあるわけなので、全部人件費とは言いませんが、人件費が中心のこういった指定管理もあるわけです。そうすると、これを落としてくると、あとは本当に困ると。例えば沖縄コンベンションセンターがありますよね、そこをどんどん落としてくると、指定管理は最近からなんだが、前は財団が管理していたがどんどん落としてくる。そうすると、一番真っ先に人と対面するのは守衛ですよ。駐車場の管理など、そういう人たちが人と対面する、お客さんと対面する。そこで性格がよくないとか対応がよくないとか、こういう形になってくるんです。ですから、この指定管理の場合も、私は安ければいいという形をしていくと、おいおい問題になってきますよと指摘しておきたい。議論したことがあるならば、答えてもいいんですがどうでしょうか。

○**護得久友子農林水産部長** 指定管理者につきましては、先ほどもいろいろ説明してますが、やはり委員の点数で第一はそこで決まるわけです。その中に管理料も考慮するということになっていきますので、決して安いものだけではなくて、安くても管理の状況でいろいろ課題、問題があって、点数が低いところにはできないということです。今回は点数もよかったし、たまたま管理費も安く提示されたということで決まったと理解していただきたいと思います。

○**当銘勝雄委員** 今回そういうふうにならないかもしれませんが、例えば、自主事業の問題でも、もっと県民にどんどんピーアールをしてたくさん人を集めようとか、あるいは県民向けの自主事業をやろうということも金がかかる話で

すから。もうからないものだったら、強いて一生懸命やらないですよ。もうかるものに対してそういうふうになるので、私が言うのは、安ければいいというようなものが、今の指定管理制度の問題を考えとかなければいけないですよという話です。ですから皆さんも、こういう問題が出てくる、こういう問題が出ていますよと、安くしていけばいいという話ではなくて、きちっとそこら辺の指定管理料は確保するという事を考えてもらいたいと。たまたまこの平和創造の森公園というのは、私が農林水産部長のときに19ヘクタールも買い取ってまた木をふやしたので、大事にしたいと思いますので頑張ってください。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。
前島明男委員。

○前島明男委員 この評価点数が出ているんですが、選定基準の中に選定基準と委託金額との関係が全然ないですね。あくまでも選定基準に従って選定して、その後に幾らで受託しますかという受託金額が決まったものだと私は理解していますが、その辺のことだけ確認します。

○護得久友子農林水産部長 あくまでも基準点、それぞれの項目の点数で選定していると。委託管理費については当初から提示されております。

○玉城ノブ子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 質疑なしと認めます。
よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。
議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。
休憩中に議案の採決の方法について、御協議をお願いいたします。

(休憩中に、議案の採決方法などについて協議)

○玉城ノブ子委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず初めに、乙第35号議案指定管理者の指定についての採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

これより、乙第35号議案、指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○玉城ノブ子委員長 挙手多数であります。

よって、乙第35号議案は可決されました。

次に、乙第17号議案及び乙第18号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第17号議案及び乙第18号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○玉城ノブ子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、乙第17号議案、乙第18号議案及び乙第35号議案の3件の処理はすべて終了しました。

次回は、3月17日、火曜日、午前10時から委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 玉 城 ノブ子